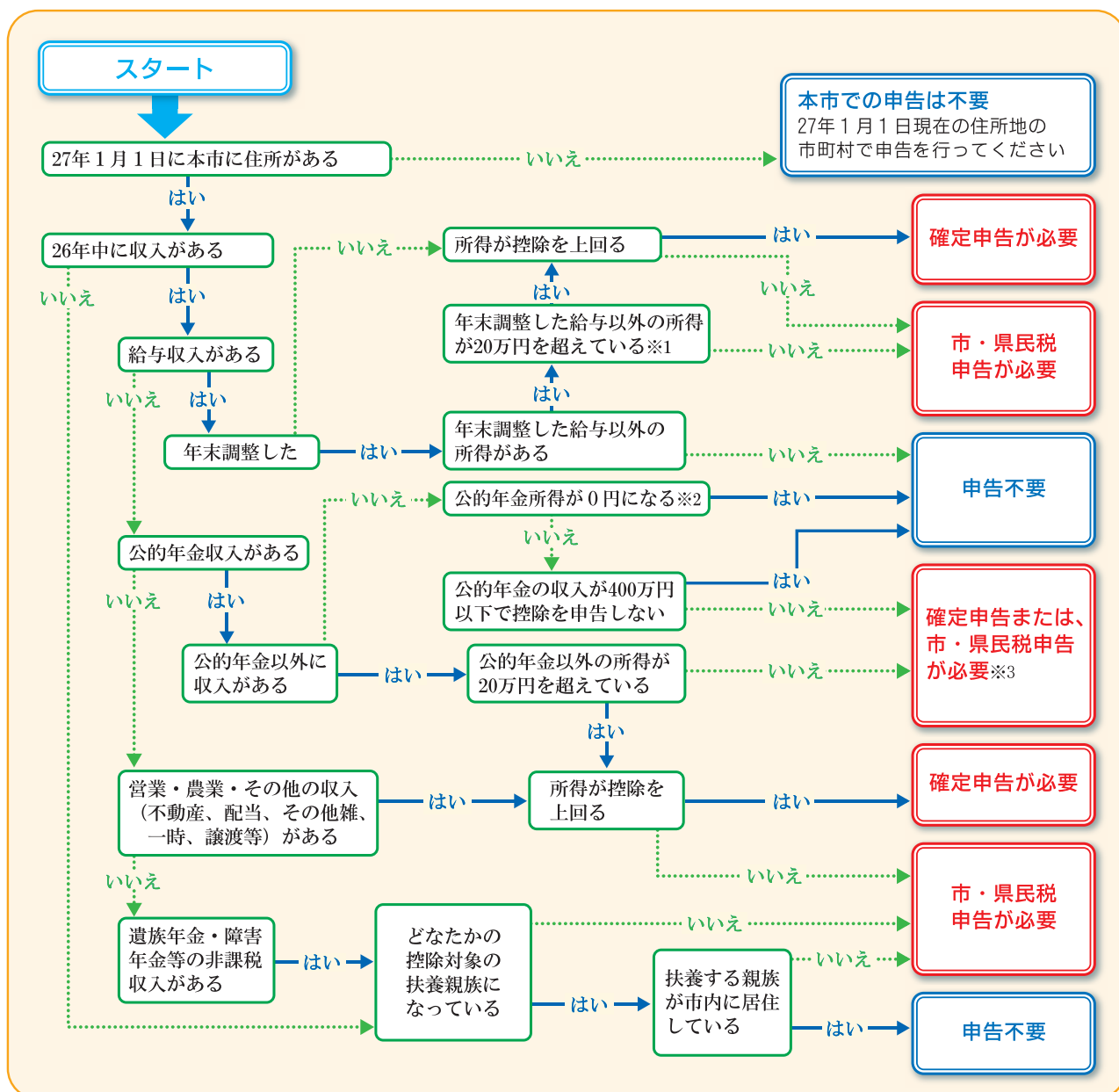


市民税・県民税（国民健康保険税）／所得税 申告相談に行きましょう

平成26年分収入の申告相談を2月12日から3月16日まで、各自治区を巡回して行います。確定申告が必要のない人でも、市・県民税や国民健康保険税の額を決定するために、市・県民税（国民健康保険税）の申告が必要な場合があります。申告が必要か確認し、必要な人は期限までに申告をしてください。各総合支所市民環境課では申告相談ができませんので、ご注意ください。◆問い合わせ＝本庁税務課市民税係・内線334、335、339

1 まずは自分の申告が必要か確認しましょう

下のフローチャートを進み、申告の必要があるか、確認してみましょう。



※1 年末調整した給与以外に給与がある場合は、給与収入と他所得を合わせて20万円を超えている場合です
 ※2 公的年金の収入金額が、年齢65歳未満（昭和25年1月2日以後生まれ）の場合は70万円以下、年齢65歳以上（25年1月1日以前生まれ）の場合は120万円以下の人です
 ※3 公的年金以外の所得の種類、金額によって申告の種類が変わります。詳しくはお問い合わせください

2 申告に必要なもの

申告に必要なものは次のとおりです。

- ①市・県民税申告書または確定申告書（事前に送付されている人のみ）
- ②印鑑（認め印で可）
- ③給与・公的年金などの源泉徴収票や支払調書
- ④事業（営業等、農業）収入や不動産収入のある人は、収支内訳書（農業は農業所得整理表でも可）、収入・経費が確認できる資料（証明書や領収書、帳簿など）
- ⑤譲渡所得、配当所得、一時所得、その他雑所得のある人は、その収入・経費が確認できるもの
- ⑥医療費控除を受ける人は、26年中に支払った医療費の領収書、生命保険会社などからの補てん金額の支払証明書
- ⑦障害者控除を受ける人は、障害者手帳または障害者控除対象者認定書
- ⑧社会保険料（国民年金保険料、健康保険料など）、生命保険料、地震保険料の控除（払込）証明書や領収書
- ⑨申告者本人の口座番号がわかるもの（所得税が還付になる場合に必要）

※書類、資料は全て原本

3 申告書の準備

申告書は、下記の場所に設置しています。各自で準備してください（前年の申告状況によって、1月下旬に申告書が送付される人もいます）。

申告書の種類	設置場所
市・県民税申告書	本庁税務課 各総合支所市民環境課納税係
確定申告書	水沢税務署、本庁税務課 各総合支所市民環境課納税係

4 申告相談の留意事項

申告相談は、各自治区を巡回して開催します。会場の混雑を避けるため、次の留意事項を守ってください。

- ①指定の日時・会場にお越しください
- ②事業（営業等、農業）所得や不動産所得に関する収入と経費、医療費控除は、領収書などを集計の上、お越しください

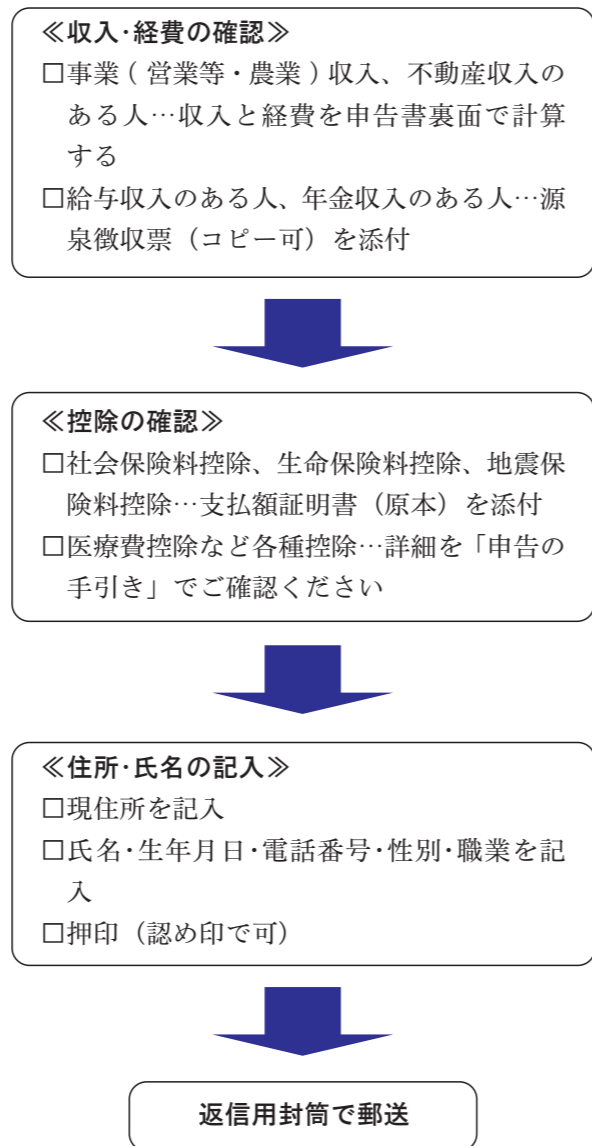
※集計が済んでいないと、受け付けできません

③申告相談期間中、税務課職員は申告相談業務に従事するため、ご不明な点は2月6日（金）までにお問い合わせください

5 郵送申告がお勧めです

申告相談会場は大変混雑するため、市・県民税申告書の自書による郵送申告をお勧めします。確定申告の必要がない人は、こちらをご利用ください。

郵送による申告書提出の流れ



注1 確定申告が必要な人は、郵送での市・県民税の申告はできません

注2 添付した源泉徴収票や支払額の証明書は返却できません

6 申告相談日程と会場

■水沢区（会場：市役所本庁3階 講堂）

月日（曜日）	地区	行政区	受付時間
2月12日（木）	給与・年金のみの所得で申告が必要な人（市内全地区）※地区指定日も可能です		午前9時 ～ 午後4時
2月13日（金）	黒石（黒石地区の全行政区）		
2月16日（月）	羽田	田茂山、川前、羽田東町、羽黒堂、芦ヶ沢、御山下	
2月17日（火）	羽田	羽田中央、森、北鷺ノ木、外浦、黒田助、鷺ノ木	
2月18日（水）	真城	高根、川尻、秋成、須江、折館、真城が丘	
2月19日（木）	真城	折居町、要害、上中野、下中野、大深沢、堤尻	
2月20日（金）	姉体	西姉体、上姉体、下姉体、姉体南方、上野	
2月23日（月）	姉体、佐倉河	姉体（上島、姉体中央、宿）、佐倉河（谷地、仙人）	
2月24日（火）	佐倉河	栃の木、上幅、一本木、八幡	
2月25日（水）	佐倉河	佐野、十文字、松堂、宮田	
2月26日（木）	常盤	西常盤、原中第一、原中第二、原中第三、原中第四	
2月27日（金）	常盤	原中第五、原中第六、花園町、北常盤	
3月1日（日）	市内全地区（地区指定日に申告できなかった人）※混雑が予想されます		
3月9日（月）	常盤、南	常盤（跡呂井、安久戸、瀬台野西、瀬台野東）、南（見分森）	
3月10日（火）	南	大橋、川端、大鐘町、南大鐘、龍ヶ馬場、桜屋敷南、桜屋敷、桜屋敷東、宮下町、天文台通り	
3月11日（水）	南、水沢	南（西上野町、福吉町、中上野町、東上野町、山崎町、福原）、水沢（立町、川口町、大手町西）	
3月12日（木）	水沢	大手町東、川原小路、上町、上町南、吉小路、新小路、大畑小路袋町、南町、東町、寺小路、三本木、勝手町、不断町西	
3月13日（金）	水沢	日高、日高南、横町、中央通り、駅通り、青葉町、春日町、大町、柳町、石田西、石田北、石田南、不断町東、北下中	
3月16日（月）	市内全地区（地区指定日に申告できなかった人）※混雑が予想されます		

■江刺区（会場：江刺総合支所1階 多目的ホール）

月日（曜日）	地区	行政区	受付時間
2月12日（木）	給与・年金のみの所得で申告が必要な人（市内全地区）※地区指定日も可能です		午前9時 ～ 午後4時
2月13日（金）	広瀬	広瀬1区～8区	
2月16日（月）	梁川	梁川1区～4区	
2月17日（火）	梁川、米里	梁川5区～7区、日館、米里12区	
2月18日（水）	米里	米里4区～11区	
2月19日（木）	米里、玉里	米里1区～3区、玉里5区・6区	
2月20日（金）	玉里	玉里1区～4区・7区	
2月23日（月）	藤里	藤里4区～8区	
2月24日（火）	藤里、伊手	藤里1区～3区、伊手1区・2区	
2月25日（水）	伊手	伊手5区～9区	
2月26日（木）	伊手、田原	伊手3区・4区、田原8区・9区	
2月27日（金）	田原	田原4区～7区	
3月2日（月）	田原、愛宕	田原1区～3区、愛宕1区～4区	
3月3日（火）	愛宕、稲瀬	愛宕5区・6区、稲瀬7区～9区	
3月4日（水）	稲瀬	稲瀬1区～6区	
3月5日（木）	岩谷堂	岩谷堂1区～6区・13区～16区	
3月6日（金）	岩谷堂	岩谷堂7区～12区	

■前沢区（会場：前沢総合支所 4階 401大会議室）

月日（曜日）	地 区	行 政 区	受付時間
3月5日（木）	古城	古城3区～6区	午前9時 ～ 午後4時
3月6日（金）	古城、白山	古城1区・2区、白山1区・4区	
3月9日（月）	白山、稲置、生母	白山2区・3区、稲置全行政区、生母1区	
3月10日（火）	生母	生母2区～8区	
3月11日（水）	生母、上野原、白鳥	生母9区・10区、上野原全行政区、白鳥1区～4区	
3月12日（木）	白鳥、前沢	白鳥5区・6区、前沢1区～9区	
3月13日（金）	前沢	前沢10区～19区	

■胆沢区（会場：胆沢総合支所 1階 談話室）

月日（曜日）	地 区	行 政 区	受付時間
2月12日（木）	若柳	若柳3区～7区	午前9時 ～ 午後4時
2月13日（金）	若柳	若柳8区～14区	
2月16日（月）	若柳、南都田	若柳15区～19区、南都田1区	
2月17日（火）	南都田	南都田2区～4区・10区	
2月18日（水）	南都田	南都田5区～7区	
2月19日（木）	南都田、小山	南都田8区～9区、小山2区・5区	
2月20日（金）	小山	小山1区・4区	
2月23日（月）	小山	小山3区・6区～11区	
2月24日（火）	小山	小山12区～17区・20区	
2月25日（水）	小山	小山18区・19区 ※午前中みの受け付け	

■衣川区（会場：衣川保健福祉センター 多目的ホール）

月日（曜日）	行 政 区	受付時間
2月26日（木）	古戸、南股、日向、岩の上	午前9時 ～ 午後4時
2月27日（金）	大平、有浦、西窪、外の沢、天田、桑畑、小安代	
3月2日（月）	大原、畦畑、河内、榎原、嗜味、懸田、瀬原、大森	
3月3日（火）	石神、六道、寺向、張巾、富田、川西	
3月4日（水）	深沢、白山堂、川東、滝の沢、池田 ※午前中みの受け付け	

■給与・年金のみの所得の人の申告相談日
（市内全地区対象）

日時 2月12日（日）（受付時間）午前9時～午後4時
場所 市役所本庁3階講堂、江刺総合支所1階多目的ホール

■指定日に都合が悪い人の申告相談日

日時 3月1日（日）、16日（日）（受付時間）午前9時～午後4時
場所 市役所本庁3階講堂

※混雑が予想されますので、できる限り指定日にお越しください



収支内訳書作成指導会

白色申告者を対象に、収支内訳書を作成するための「作成指導会」を開催します。

■指導会日時・場所 ※（ ）内は対象地区

- ◇2月2日（日） 午前9時～正午（前沢区）
会場：前沢総合支所 4階 401大会議室
- ◇2月2日（日） 午後1時半～4時半（衣川区）
会場：衣川保健福祉センター 多目的ホール
- ◇2月3日（月） 午前9時～正午（胆沢区）
会場：胆沢総合支所 3階 大会議室
- ◇2月3日（月） 午後1時半～4時半（江刺区）
会場：江刺総合支所 2階 214会議室
- ◇2月4日（火） 午前9時～午後4時（全区）
会場：市役所本庁 3階講堂

■対象者

- ① 営業や農業を営んでいる
- ② 土地や建物など不動産から生じる収入がある

■必要なもの

（営業）帳簿、収入のわかる資料、経費の領収書など
（農業）販売証明、その他農業に関連する収入と経費がわかる資料（不動産）帳簿、賃貸や小作などの契約書、経費の領収書など